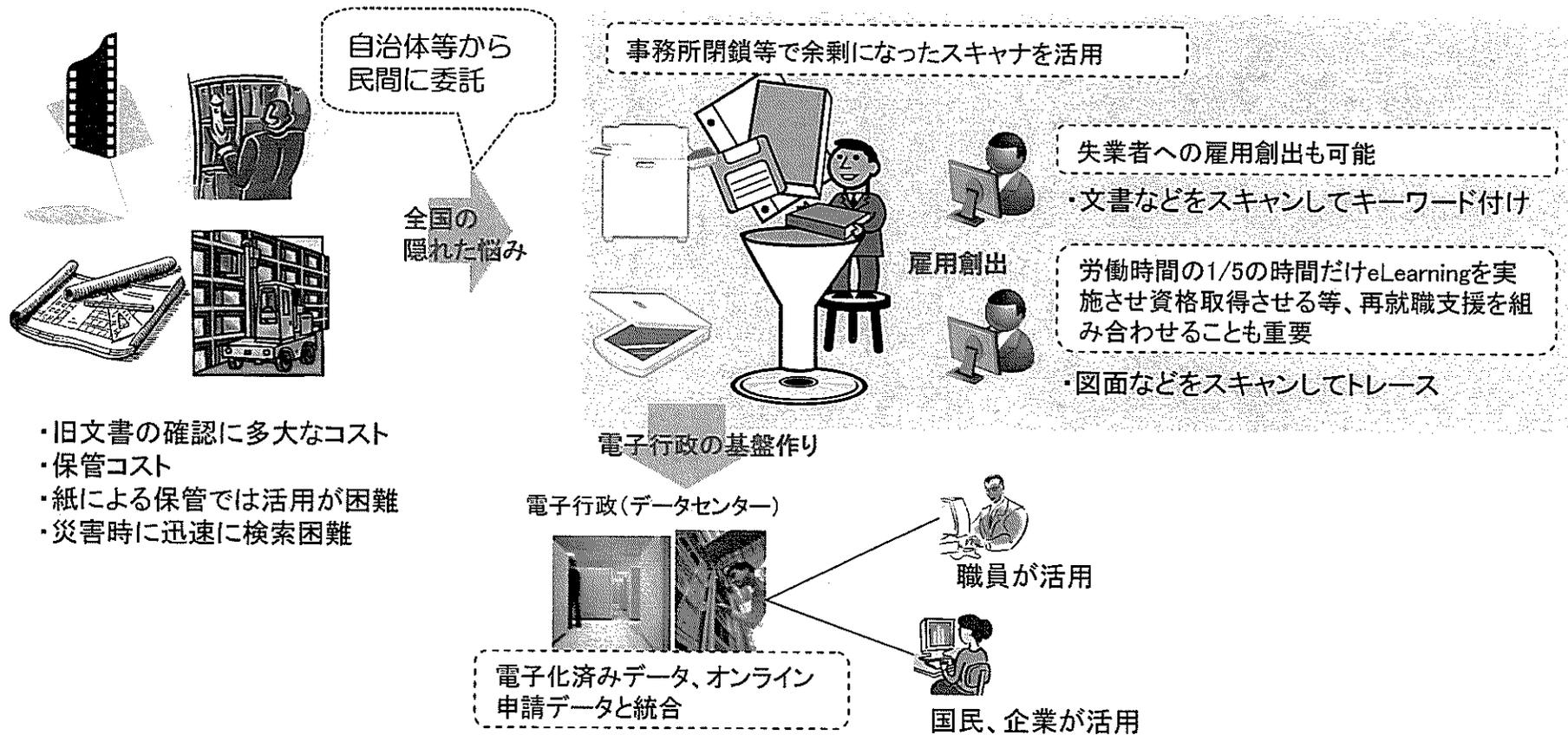


電子行政の基盤構築のための行政文書の電子化

- 電子行政を推進する上でのボトルネックは、大量に紙で保存されている情報の電子化。
- 電子化すれば、情報の利活用や、検索しやすい形での情報公開など、情報の有効活用が可能。
→ 電子化事業を民間事業者へ委託すれば、雇用対策に。

※ 対象文書は、永年保存文書のように長期間保存の情報。例えば、地図や建物の図面、公有財産台帳、戸籍等が考えられる。行政文書ではないが、高等教育機関における卒業などの学籍に関する記録も候補となる。

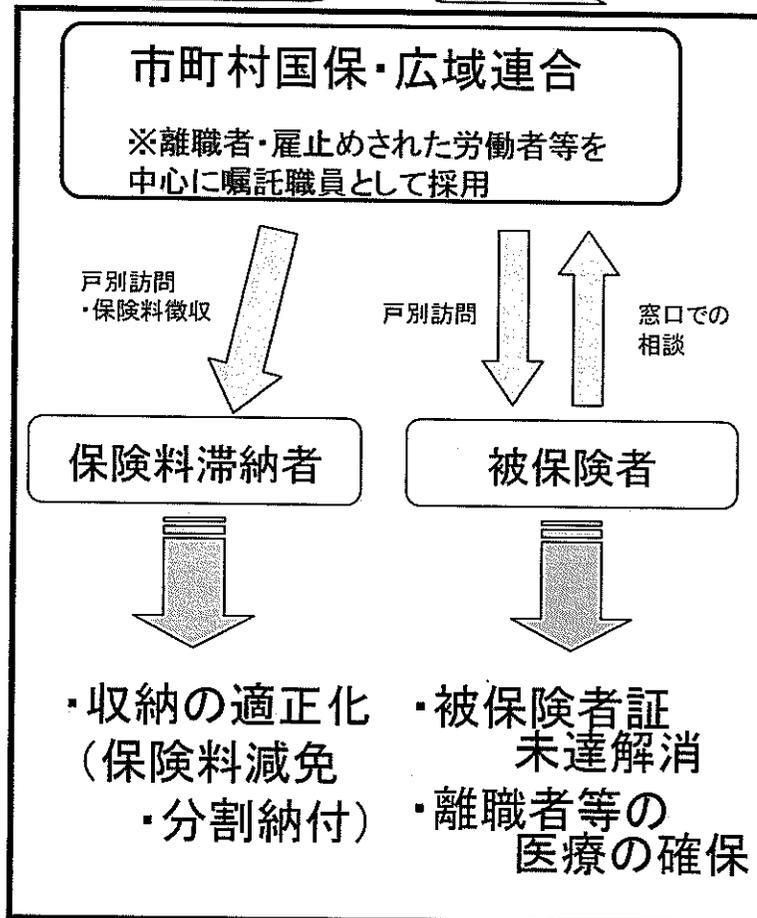


→ 各地域の経済産業局が、対象文書の範囲、契約方法などをサポート

国民健康保険徴収促進・適用適正化事業

市町村又は広域連合において離職者・雇止めされた労働者等を臨時職員として採用し、被保険者等への戸別訪問等を行うことにより、国民健康保険の保険料収納率の向上や被保険者の適用適正化などを図る。

概念図



事業の内容

(具体的な事業イメージ)

- ・保険料の滞納者への戸別訪問、夜間・休日訪問を行い、徴収の促進及び滞納被保険者の実態把握を図る。
- ・被保険者証が未着となった被保険者に対して戸別訪問を行い、対面で被保険者証の交付及び制度説明を行う。
- ・市町村窓口におけるきめ細かな相談体勢の構築を図る。
- ・離職者が多数発生した企業への訪問等を通じて国民健康保険の適用を勧奨し、もって離職者等の医療を確保する。

(定性的効果)

- ・国保の保険料の収納率向上に資する。保険料減免も含め、被保険者の個々の事情に応じた納付相談に資する。
- ・被保険者の住所等の確認や被保険者証の対面交付を通じてのきめ細かな制度説明及び届出勧奨に資する。
- ・離職者等の医療の確保を図ることができる。国民健康保険の未適用者を減少させることができる。

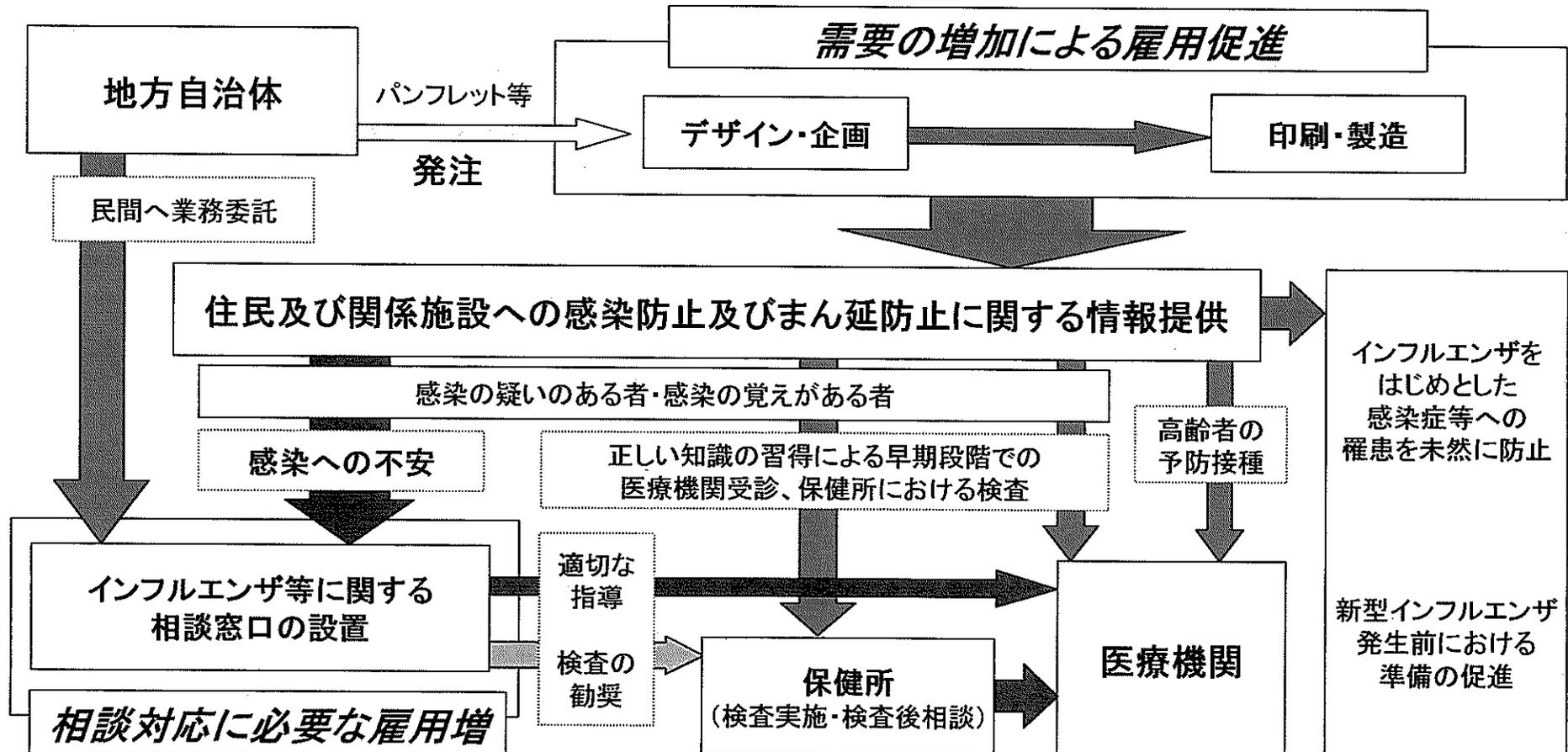
感染症対策普及啓発・相談事業

(普及啓発事業)

- ・発生が危惧されている新型インフルエンザに関する基礎知識や発生時において適切な行動ができるための情報提供
- ・毎年流行する季節性インフルエンザの国民への感染防止及びまん延防止に関する知識の普及
- ・ハイリスク層(高齢者)に対する季節性インフルエンザ予防接種の勧奨
- ・高齢者施設等に対する感染防止に関する情報提供
- ・若年層を中心とした性感染症の感染防止のための基礎知識の普及

(相談事業)

- ・感染症に罹患するなどの住民の不安の解消や医療機関の案内などに対応する相談窓口の設置
(性感染症については、その性質に配慮し、匿名での相談ができる窓口の設置)

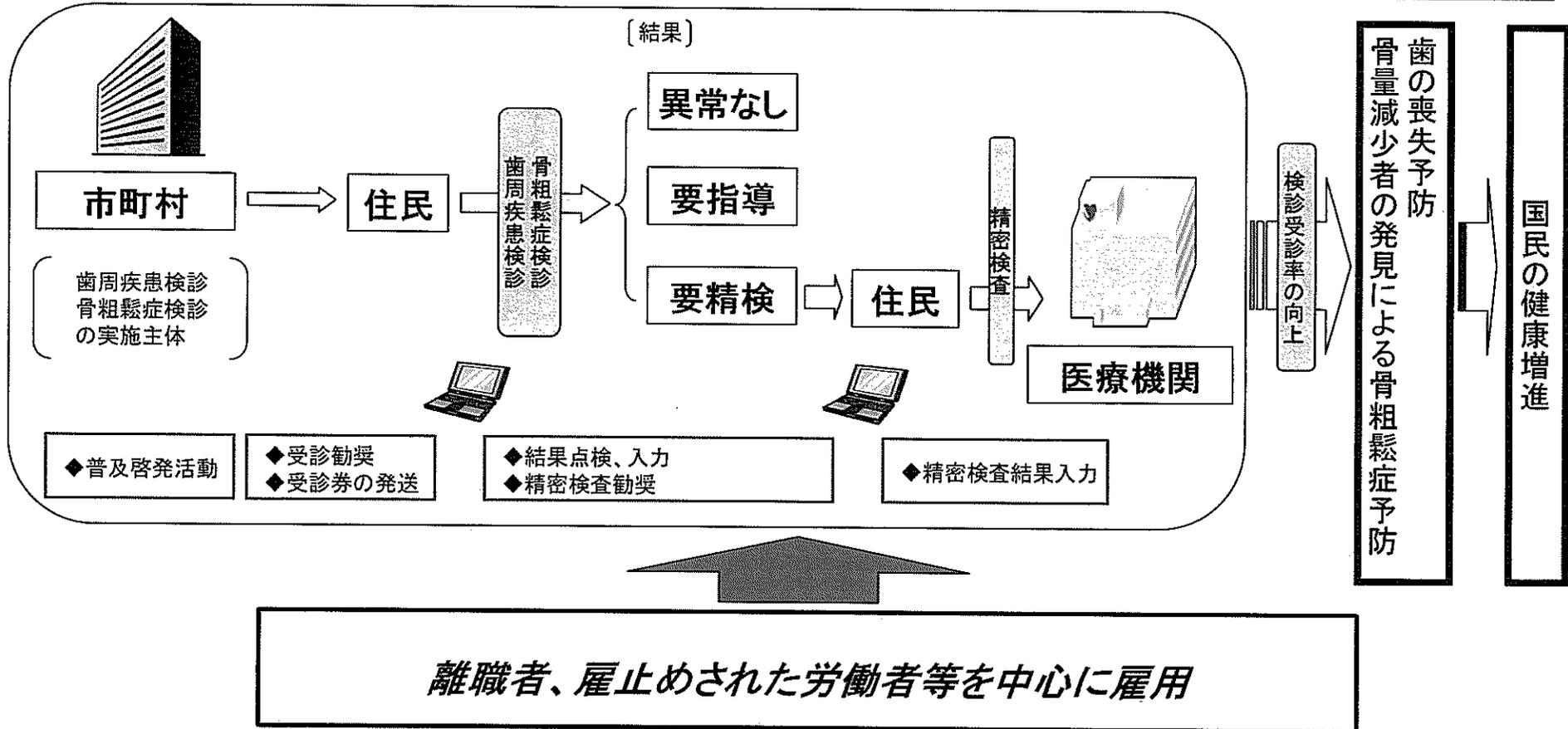


歯周疾患検診、骨粗鬆症検診普及啓発事業

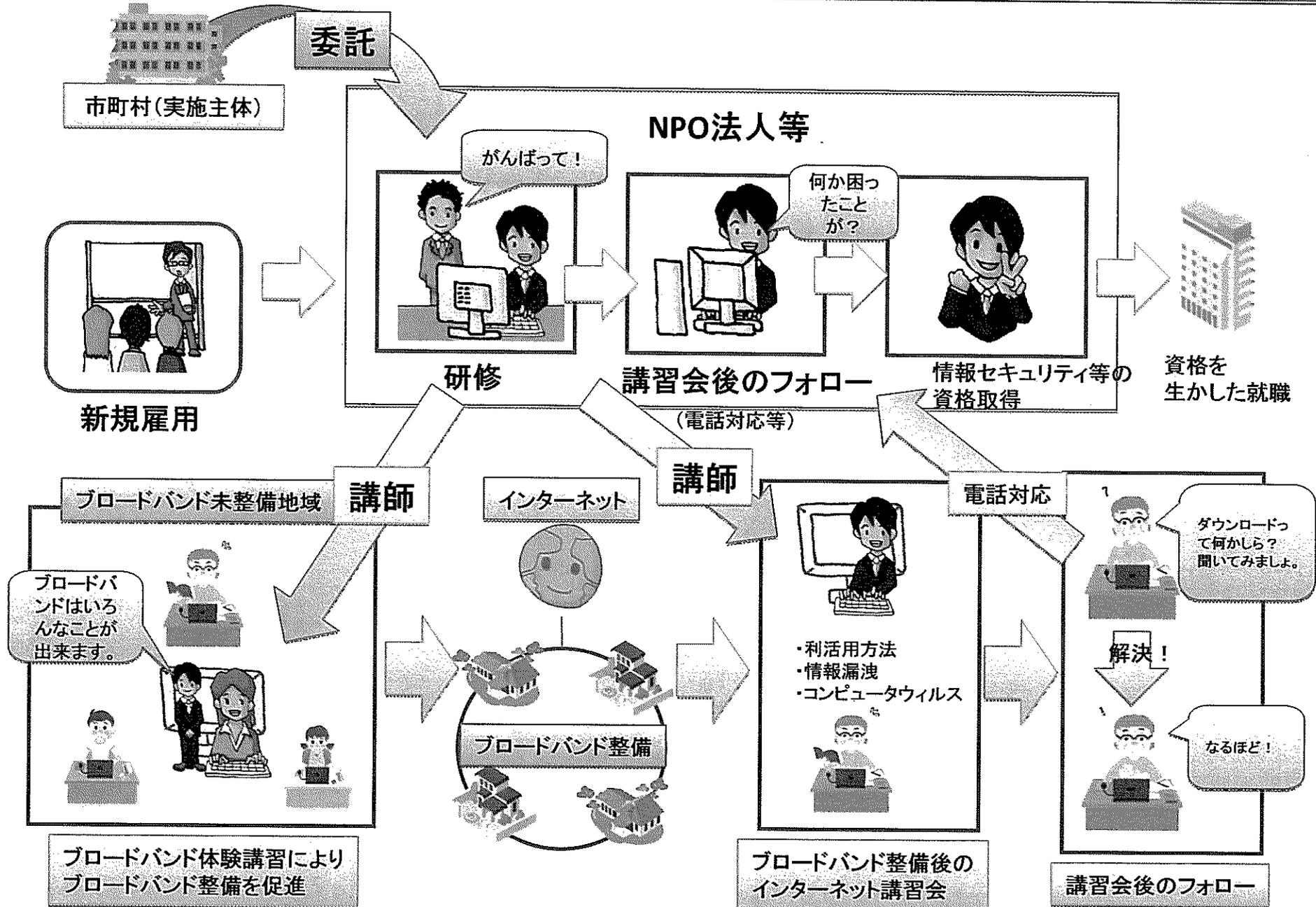
(事業内容)

- ・ 受診対象者に対する受診勧奨
- ・ 受診券の発送、結果点検と入力、精密検査勧奨(ハガキ送付)、精密検査結果入力
- ・ 地域の実情に応じた普及・啓発活動

など

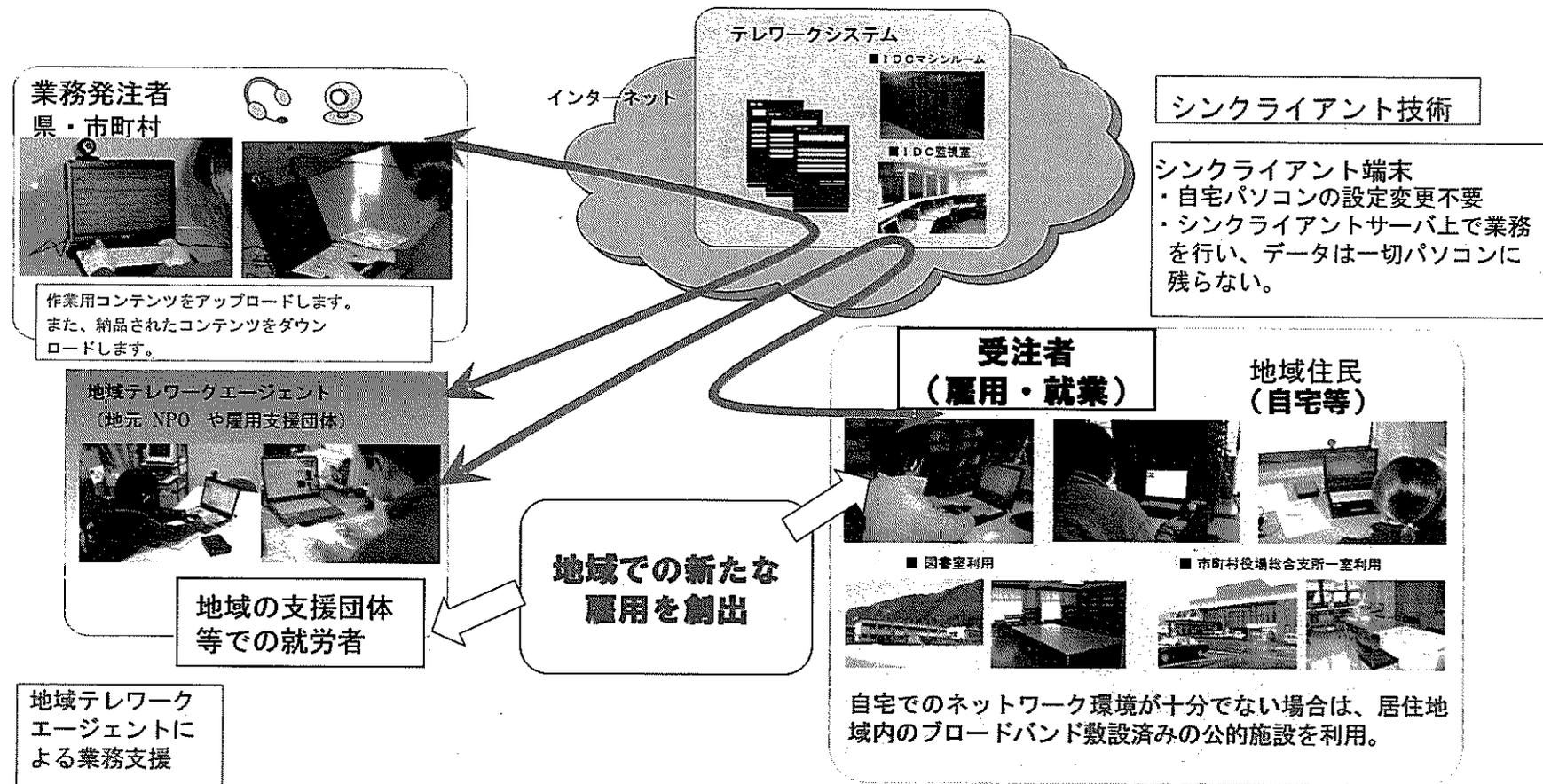


ブロードバンドセミナー 事業概要



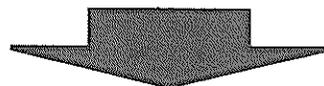
地方公共団体におけるアウトソーシング等テレワークを活用した雇用・就業創出事業

- 安心・安全に業務の受発注が可能となるようなテレワークシステムを構築。
- 地方公共団体の庁内業務のアウトソーシング事業等にテレワークを活用することにより地域住民の地域での雇用を実現。

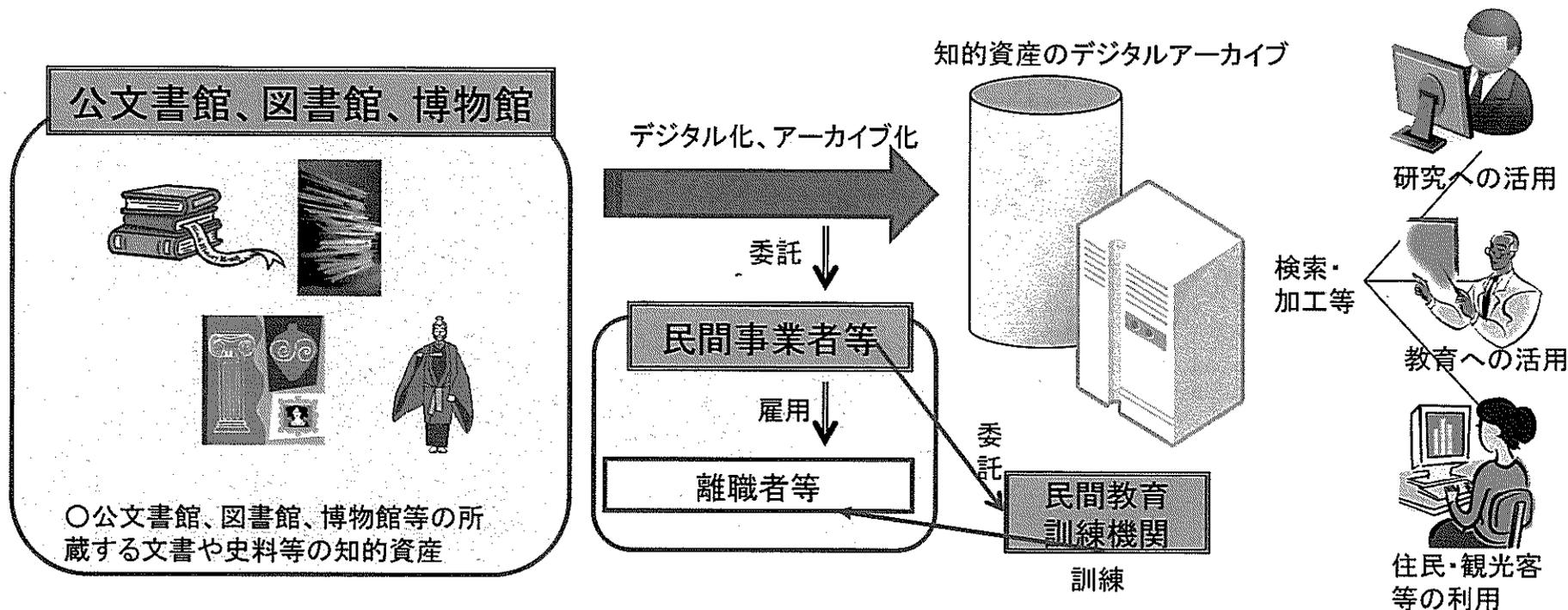


公文書館、図書館、博物館の所蔵文書等のデジタルアーカイブ化

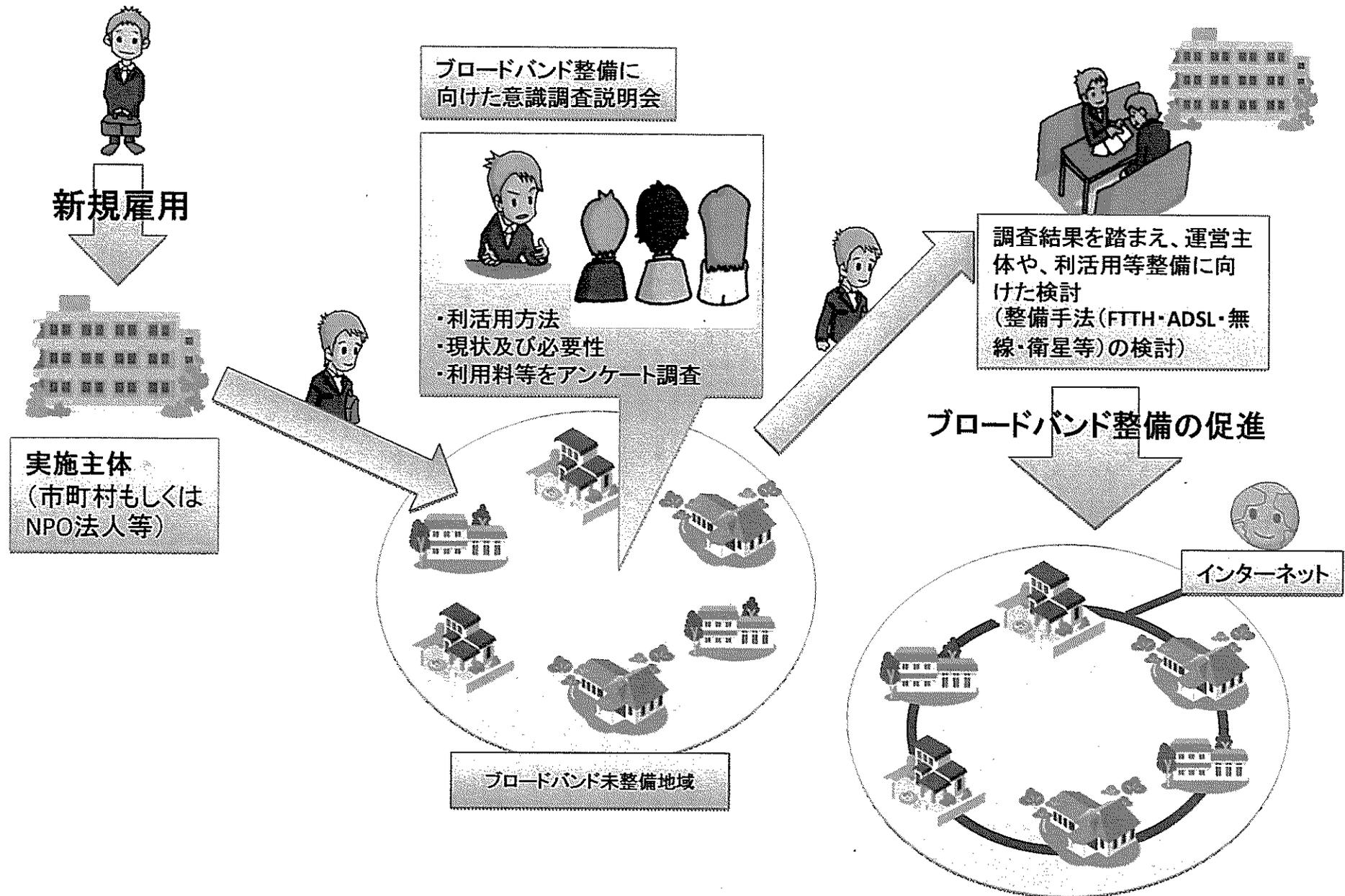
- 都道府県、市町村の公文書館、図書館、博物館等の所蔵する文書や史料等についてデジタル化を行い、検索や利活用が容易な形でのアーカイブ化を図る。
- デジタル化に係るスキャニングやメタデータ入力作業等を、地元の民間事業者にアウトソーシングすることで雇用を創出。受託事業者においては、必要に応じて、雇用下において文書情報管理士の資格取得等を目指して研修を行う。



- 公文書や博物館・図書館等の所蔵物などのデジタルアーカイブ化により長期保存が可能となるとともに、利活用の利便性が向上し、研究や教育などにおいて情報資源の有効利用が図られる。
- 電子化に係る作業のアウトソーシングにより、地域における雇用を創出。また、退職者等が文書情報管理者の資格等を取得することにより、企業等における情報管理の専門家として就職の機会が拡大する。



ブロードバンド普及推進意識調査 事業概要

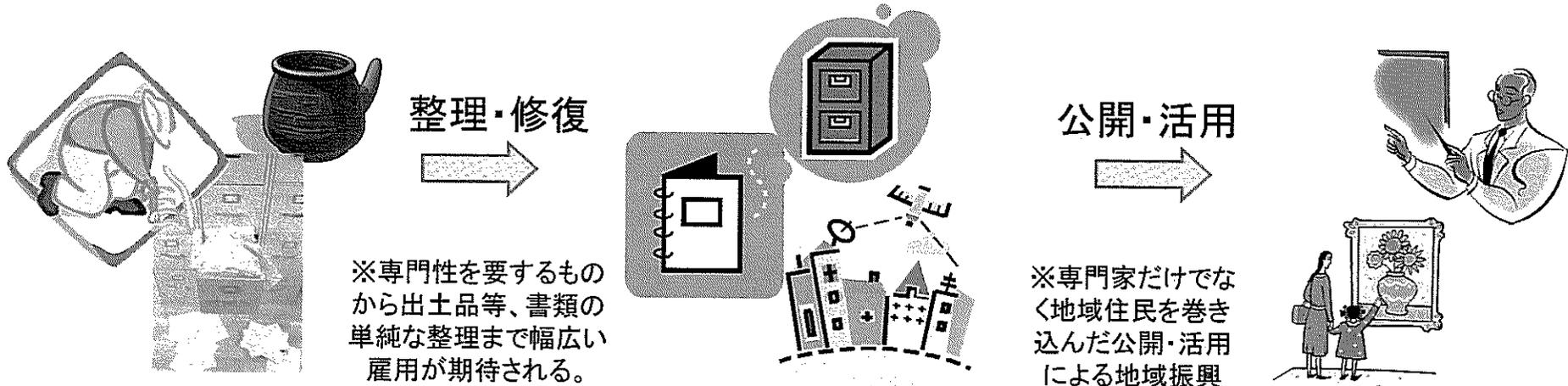


遺跡出土品などの遺物、歴史的資料、民俗文化財の整理・公開による地域文化の振興

ポイント

- 地域の歴史を知る上で貴重な資料・遺物、有形の民俗文化財について、博物館・美術館や埋蔵文化センター、歴史民俗資料館等で保管されているものの整理等を行い、公開・活用をはかることで、地域文化の振興を図る。
- 本事業では、例えば、以下のような事業を想定
 - ・ 発掘調査後に未整理となっている出土品等の整理
 - ・ 資料のデータベース化や遺跡GISの整備
 - ・ 収蔵物の修復や域内の史跡の管理

<取組例>



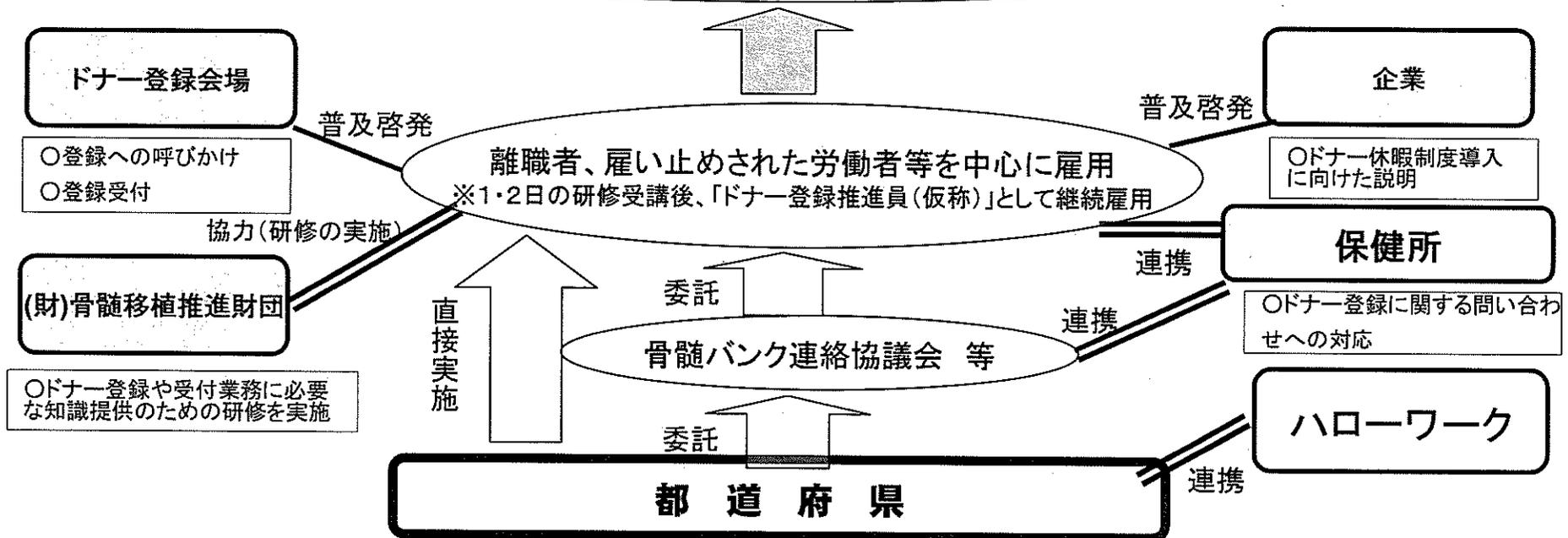
緊急雇用の創出と併せて、
文化財の整理・修復の実施により、文化財の公開・活用を促し、地域文化を振興

骨髄バンク普及啓発・登録促進事業

国民の骨髄バンク事業に対する理解を深め、ドナー登録者数の拡大及び骨髄移植件数の増加を図ることを目的に、骨髄バンク登録推進員(仮称)を雇用し、以下の業務を実施する。

1. ドナー登録会場などにおけるドナー登録の呼びかけ及び登録受付
2. 骨髄バンクに関するパンフレット等広報資材の配布
3. 保健所等におけるドナー登録に関する問い合わせへの対応
4. ドナー休暇制度導入の促進を目的とし、企業等に対して骨髄バンク事業の概要説明

地域における骨髄移植に関する知識の普及啓発とドナー登録機会の増加

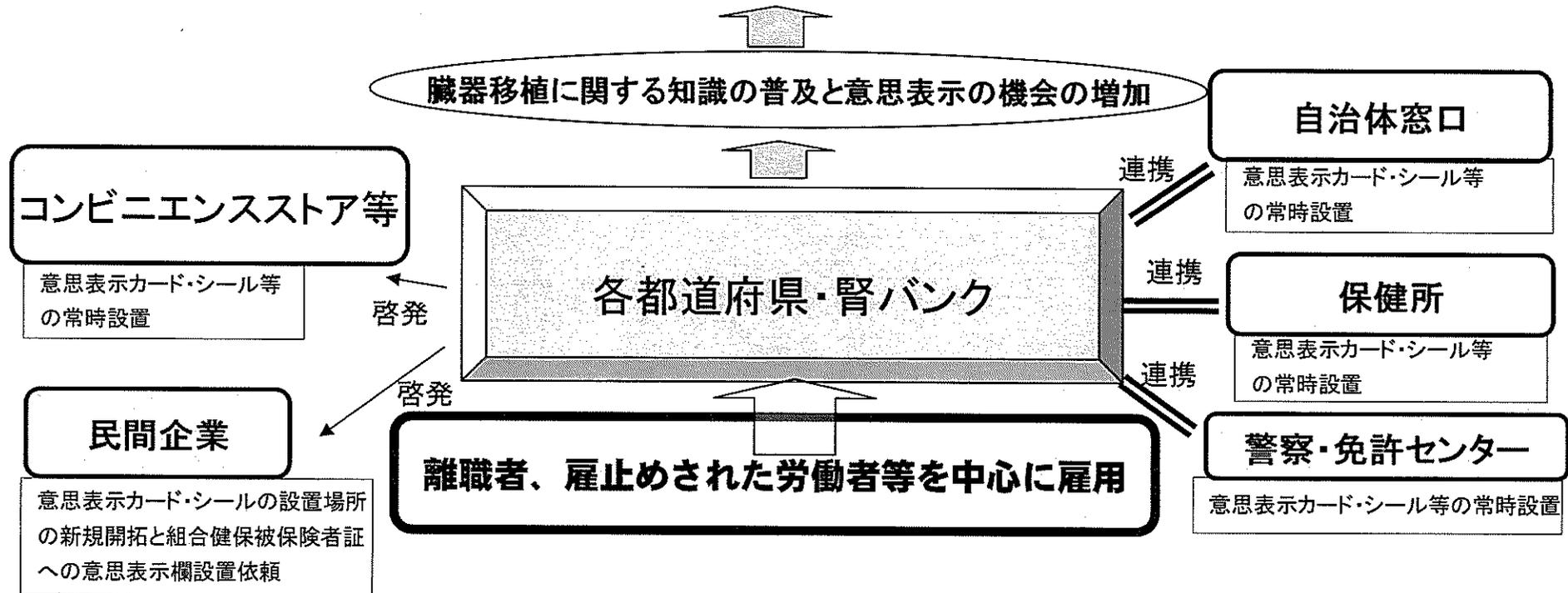


臓器提供意思表示カード・シール等の配布及び移植医療に関する普及啓発事業

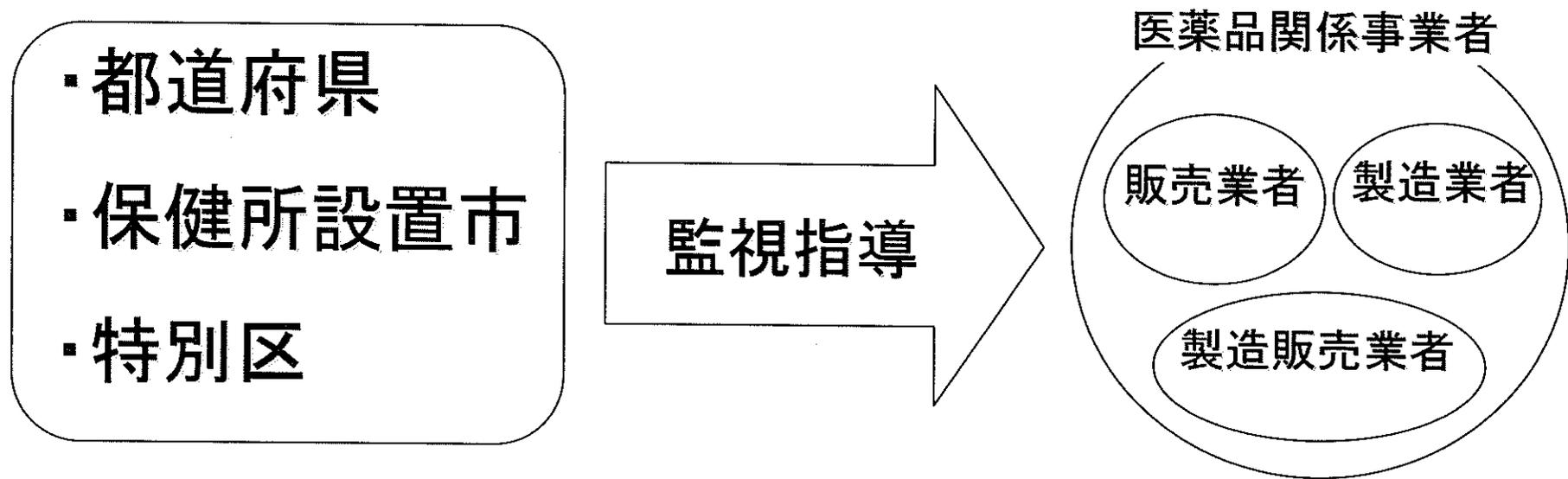
1. 地域住民の意思表示カード入手に関するサービス向上＝臓器提供に関する意思表示を支援するためにいつでも適切な資料が入手できるサービスの恒常的運用。
2. 地域に密着した活動＝市町村におけるイベントでの積極的かつタイムリーな対応。
3. 被保険者証への意思表示推進＝自治体窓口で被保険者証の意思表示欄に関する説明と記入促進。
4. 地域普及啓発員の雇用＝臓器移植に関する理解者の増加と啓発員の増加による移植医療の啓発促進。

地域の総合的な移植医療の普及促進及び雇用促進

意思表示カード等配布による普及啓発促進により臓器提供が増加し、結果として都道府県での移植医療事業の対応人員の増員が必要となり即戦力として継続雇用を創出する



都道府県等医薬品等監視関係業務臨時強化事業



医薬品の一層の安全性確保

→ 都道府県等において、薬事監視員の資格要件該当者を臨時職員として雇い入れることにより、医薬品の安全確保業務の実施体制を強化。

(参考) 薬事監視員の資格要件

○薬事法（昭和35年法律第145号）（抄） （薬事監視員）

第七十六条の三 第六十九条第一項から第三項まで、第七十条第二項、第七十六条の七第二項又は第七十六条の八第一項に規定する当該職員の職権を行わせるため、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、薬事監視員を命ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、薬事監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

○薬事法施行令（昭和36年政令第11号） （薬事監視員の資格）

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、薬事監視員となることができない。

一 薬剤師、医師、歯科医師又は獣医師

二 旧制大学、旧専門学校、大学又は学校教育法に基づく高等専門学校において、薬学、医学、歯学、獣医学、理学又は工学に関する専門の課程を修了した者であつて、薬事監視について十分な知識経験を有するもの

三 一年以上薬事に関する行政事務に従事した者であつて、薬事監視について十分な知識経験を有するもの

薬物乱用防止普及啓発事業

【要因】

- ・ 薬物の有害性に関する情報が十分に伝わっていない
- ・ 若年層: 好奇心による拡大
- ・ 地域内の薬物乱用防止情報の伝達が不十分

薬物の乱用

薬物乱用防止普及啓発事業

- ・ 都道府県で人員を雇用し、各所で啓発活動を実施

ex.パンフレットの配布、イベントの開催等

社会不安の減少

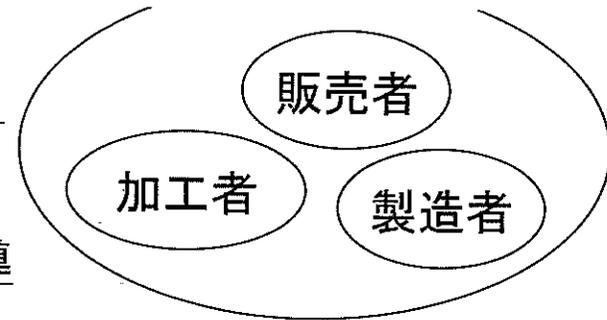
薬物の乱用: 減少へ

都道府県等食品衛生関係業務臨時強化事業

- ・都道府県
- ・保健所設置市
- ・特別区



食品等事業者



○食品衛生監視員による監視指導

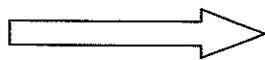
→ 食品の収去、立入検査、報告徴収
食中毒事案発生時の対応 等

○その他の食品衛生関係業務

→ 健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の探索
リスクコミュニケーション（ホームページの改善、意見交換会の開催等） 等

昨今、中国製冷凍ギョウザによる薬物中毒事案等、食の安全に関わる事案が相次いで発生

食の安全に対する国民の関心の高まり → 食品衛生関係業務に対するニーズの増大



都道府県等において、食品衛生監視員の資格要件該当者その他の者を臨時職員として雇い入れることにより、食品衛生関係業務の実施体制を強化。

(参考)食品衛生監視員の資格要件

○食品衛生法(昭和22年法律第233号)第30条第1項

第28条第1項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

○食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項

食品衛生監視員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
- 二 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 三 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- 四 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの

障害者施策普及・啓発事業

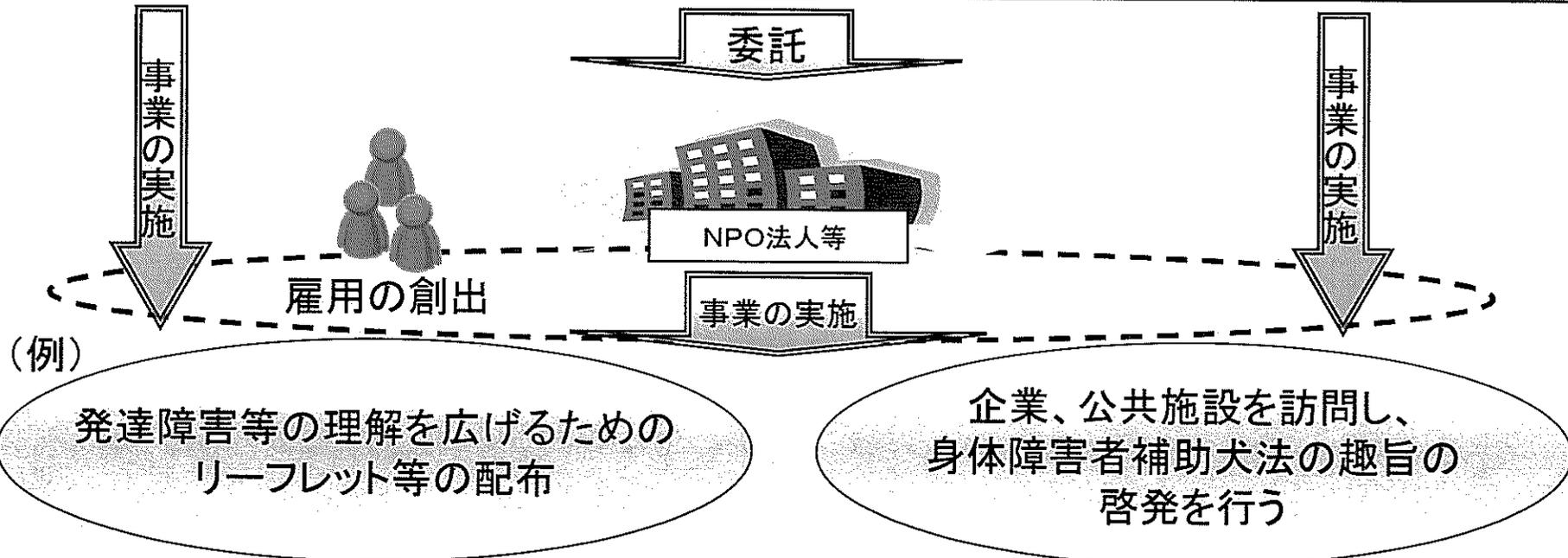
障害者施策に係るリーフレット等の配布等を行うことにより、国民の理解を深め、障害者施策に関する普及・啓発を図る。

(具体的事例)

- 障害者自立支援法の理念、制度等について広報を行う。
- 見た目では判断しにくい発達障害等に関して、国民の理解を深めるためのリーフレット等を配布する。
- 身体障害者補助犬について、啓発推進員が企業、公共施設を訪問し、身体障害者補助犬法の趣旨の啓発に努め、理解を広げる。

など

都道府県及び市町村



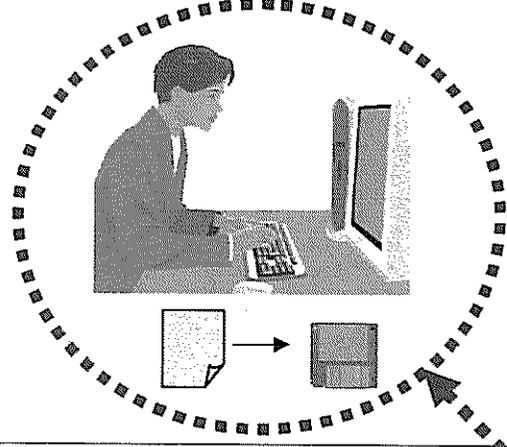
医療事務における電子化事業

<医療機関における電子化の取組事例>

<審査支払機関等における電子化の取組事例>

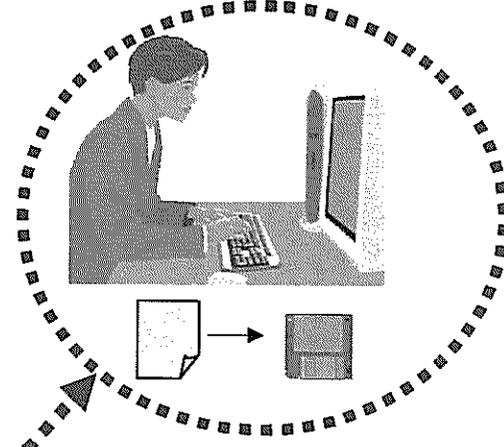
医療機関

紙のカルテから電子カルテへの入力や
電子媒体の保存など



審査支払機関等

診療報酬明細書の電子化(パンチ入力)など

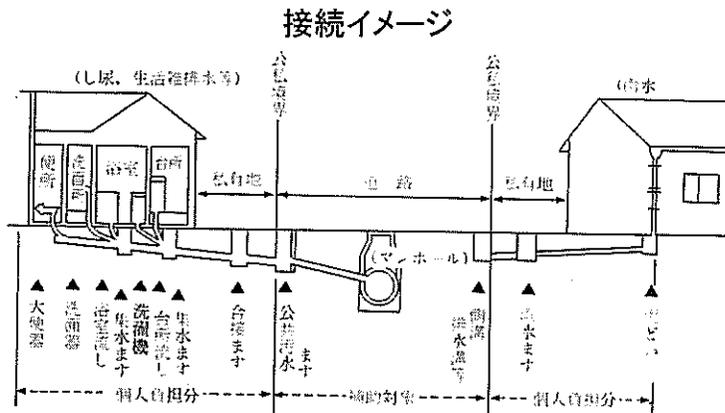


従事者を雇用

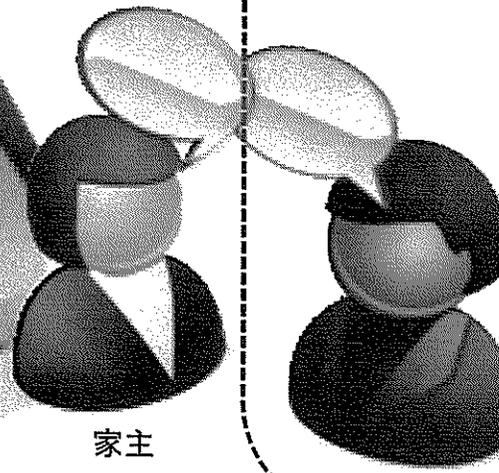
地域の医療機関、審査支払機関等における医療事務を支援

農業集落排水施設啓発普及事業のイメージ

- ・農業集落排水施設は、地域内の各家庭から排出される生活雑排水やし尿を処理するといった性格上、各家庭との接続が不可欠。
- ・しかし、未だ接続されていない家屋も多く存在する(全国の未接続率:約22%)が、住民組織体制の弱体化もあり、地域としての取り組み、啓発が十分なされていないところ。
- ・このことから、その住民等に対し、接続の必要性、施設機能の効果等の啓発を行う啓発普及員制度を創設。必要に応じて、研修会等を実施する。



適宜研修会を実施



接続率を向上させるため啓発普及員として地域求職者を雇用

啓発普及員

海岸保全施設の現況調査事業

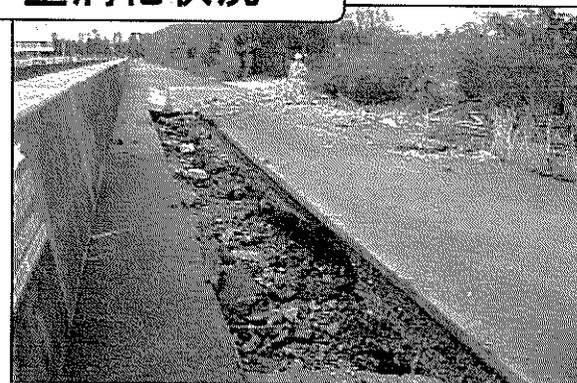
海岸保全施設は築造後約半世紀を経過したものが多く、部材経年劣化や波浪の影響により施設の機能低下が進行している。しかし、通常の管理では行き届かないことから、海岸保全施設の現況を網羅的に把握し、津波・高潮発生時における機能確保を確認するとともに、地域の雇用創出を図る。

海岸保全施設の現況調査

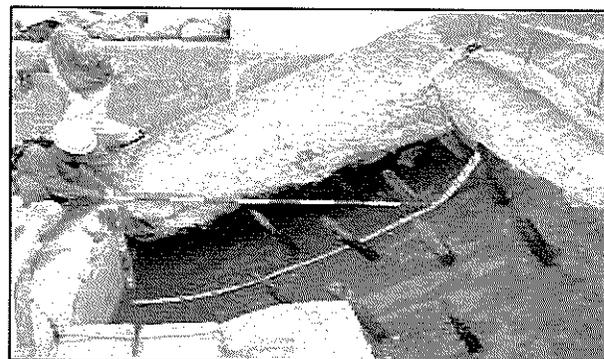


現況調査に係る人材を雇用

空洞化状況



鋼矢板腐食孔からの吸い出しによる陥没被害



空洞化によって壊滅的な被害のおそれ

期待される効果

○津波・高潮発生時における海岸保全施設の機能確保の確認、地域の雇用確保